

サテライト名古屋地元連絡協議会  
規 約

「サテライト名古屋地元連絡協議会」規約

平成24年3月17日 制定

第1章 総則

第1条（名称）

本協議会は「サテライト名古屋地元連絡協議会」という。

第2条（目的及び活動）

本協議会は、競輪場外車券売場「サテライト名古屋」における競輪事業に伴う地元交付金の授受と、その使用に関するすべての決定・管理を厳正に行い、地域の振興と環境整備及び公共の利益に寄与することを目的とする。

本協議会は、目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 中区栄二、三丁目を中心とする栄地区の振興と環境整備に関すること。
- (2) その他本協議会の目的達成のために必要なこと。

第3条（事務所）

本協議会は、事務所を名古屋市中区栄三丁目9番21号「日本トーター株式会社サテライト名古屋事務局」内に置く。

第2章 会員

第4条（会員の種類）

本協議会の会員は、正会員及び特別会員をもって構成する。

第5条（正会員）

1. 本協議会の正会員は、別表1「正会員リスト」の各代表者とする。
2. 本協議会の正会員は次の権利を有する。
  - (1) 総会における議決権の行使
  - (2) 各委員会への所属希望の権利行使及び所属後の諸活動
  - (3) その他協議会で定める事項

第6条（特別会員）

1. 本協議会の特別会員は次の法人又は団体とし、別表2「特別会員リスト」の各代表者とする。
2. 本協議会の特別会員は、次の権利のみを有する。
  - (1) 総会への出席
  - (2) 定例会への出席及び定例会より求められたときの参考意見供述
  - (3) 各委員会が必要と認めたときの出席及び当該委員会より求められたときの参考意見陳述

#### 第7条（入会及び退会）

1. 本協議会への入会、各代表者の変更並びに本協議会よりの退会は、役員会で審議し総会での承認を得ることとする。
2. 本協議会は会員名簿を作成し事務所に備え置き、会員の変更あるごとにこれを訂正しなければならない。

#### 第8条（資格の喪失）

1. 会員の資格は次の事由によって喪失する。
  - (1) 退会を申し出て総会で了承された場合
  - (2) 役員会及び総会で不適格者と認められた場合
2. 会員の資格を喪失したときは、本協議会に対するすべての権利を失う。

### 第3章 参与

#### 第9条（参与）

1. 本協議会の参与は次の公職者、法人又は団体とし、別表3「参与リスト」の各代表者とする。
2. 本協議会の参与は、次の権利のみを有する。
  - (1) 総会への出席及び傍聴

### 第4章 役員

#### 第10条（役員の種類）

1. 本協議会は次の役員をおく。
2. 役員は、会長1名、副会長2名、会計若干名、会計監査若干名とする。
3. 役員は、正会員の中から会員総会において互選をもって選任する。

#### 第11条（役員の任期）

1. 役員の任期は2年とする。
2. 役員等が任期の途中で退任したときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第12条（会長及び副会長の職務）

1. 会長は本協議会を代表し、本協議会の常務を行い会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### 第13条（役員及び会計監査の職務）

1. 役員は、役員会を組織し、会長主催の下に会務の運営に当たる。
2. 会計は、会計事務を行う。
3. 会計監査は、会務の執行並びに財産の状況を監査する。

## 第5章 総会、定例会及び会議

### 第14条（総会）

定時総会は、毎年会計年度終了後3ヶ月以内にこれを開催し、臨時総会は会長が必要と認めるとき及び正会員の3分の2以上の要求があったときにこれを開催する。

### 第15条（総会の招集）

1. 定時総会の招集は、10日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、書面などをもって会員に通知することを要する。  
ただし、臨時総会の場合は、その期間を5日前までとする。
2. 通知以外の事項であっても、出席正会員の3分の1以上が同意したときは議題とすることができる。

### 第16条（総会の成立）

総会は、正会員の過半数の出席によって成立する。

### 第17条（総会の議長）

総会においては、会長がその議長となる。

### 第18条（総会の議事）

1. 総会の議決は、この規約に別に定める場合のほか、出席正会員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは議長がこれを決する。
2. 議長は、総会の議事録を作成し、事務所に備えておかなければならない。
3. 特別会員は、議決権を有しない。

### 第19条（総会の決議事項）

1. 総会は、本協議会にかかる次の事項を決議する。
  - (1)事業計画
  - (2)収支予算及び収支決算
  - (3)役員を選任
  - (4)本規約の改正
  - (5)解散及び残余財産の処分に関する事項
  - (6)その他本協議会運営の重要事項に関する事項

### 第20条（定例会）

1. 定例会は定期的な協議会活動状況の確認及び、各種案件協議を目的とし開催する。
2. 定例会は原則として年1回、正会員及び特別会員により開催する。
3. 定例会は正会員の過半数の出席によって成立する。
4. 定例会の議長は、会長がこれに当たる。
5. 定例会の決議は出席正会員の過半数をもって決する
6. 定例会は、役員会で決定した事項の審議及び委員会活動等の報告、意見の交換、相互の親交、その他を行う。

第21条（役員会）

1. 役員会は、第10条に定められた役員によって構成される。
2. 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。
3. 役員会は、会長から出席要請があるとき、又は各委員会からの上程事項があるとき、当該委員長もしくは代理の参加を認める。
4. 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

第22条（役員会の議決）

1. 役員会の議決は、出席役員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

第23条（役員会の付議事項）

役員会は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 総会付議事項
- (2) 重要会務の企画、立案及び施行に関する事項
- (3) 総会により委任された事項
- (4) 定例会付議事項
- (5) 委員会により上程された事項
- (6) その他会務運営上必要な事項

第24条（委員会）

1. 本協議会は、役員会及び総会の決定により特定事項の調査研究のために委員会を置くことができる。
2. 委員会の委員は、役員会の推薦により会長が指名する。
3. 委員長及び副委員長は、委員の中より互選する。
4. 委員会の議長は、委員長又は副委員長がこれに当たる。
5. 委員会の決議は出席会員の過半数をもって決する。
6. 委員会における決議事項は、役員会に上程され、審議決定される。
7. 委員会には、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を参加させることができる。

第25条（委任）

1. 正会員は、各会（第14条（総会）、第20条（定例会）、第21条（役員会）、第24条（委員会））への出席及び議決権を他の正会員に委任する事ができる。

## 第 6 章 会計

### 第 26 条 (会計年度)

本協議会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

### 第 27 条 (経費)

本協議会の経費は、第 2 条に規定する地元交付金とその他寄付金等の収入によりあ  
てる

### 第 28 条 (財産の管理)

本協議会の財産の運用管理は、役員会が行う。

### 第 29 条 (財産目録、活動報告書等)

1. 会長は、貸借対照表、財産目録、活動報告書及び収支決算書並びに年次活動計画  
及び収支予算書を定時会員総会に提出してその承認を求めることを要する。
2. 前項の決算関係書類については、あらかじめ会計監査の監査を経なければならない  
い。
3. 決算関係書類は、事務所に備えておかなければならない。

## 第 7 章 規約の変更

### 第 30 条 (規約の変更)

規約の変更は、総会において全会員の 4 分の 3 以上の同意があることを要する。

## 第 8 章 解散

### 第 31 条 (解散)

本協議会の解散は、総会において全会員の 4 分の 3 以上の同意がある決議を要する。

### 第 32 条 (財産の処分)

本協議会が解散したときの残余財産の処分については、総会の議決を経て、関係行  
政機関の許可を受けるものとする。

## 附則

1. 第 11 条 (役員の任期) における任期は、協議会設立当初についてのみ、設立日の属  
する年度及び 2 年とする。
2. この規約は平成 24 年 3 月 17 日から施行する。

## 改訂

1. 各町内会の役員改選に伴い、正会員リストを改訂 (2012 年 6 月 22 日)
2. 第 20 条 (定例会) 2 項を改訂 (2014 年 6 月 26 日)
3. 別表 1、別表 2、別表 3 を改訂 (2015 年 6 月 26 日)
4. 別表 1、別表 2 を改訂 (2018 年 6 月 21 日)
5. (2022 年 6 月〇〇日)

【 正会員構成 】

No	名称	新正会員（代表者）
1	南呉服町発展会	白瀧 正人
2	住吉町一丁目町内会	多湖 秀明
3	住吉町二丁目町内会	上田 浩嗣
4	住吉町参和会	水野 登之樹
5	南伊勢町通町内会	山岸 正明
6	矢場町一丁目町内会	野村 忠司
7	矢場町二丁目町内会	菱田 雅之
8	栄町町内会	柴田 和彦
9	南大津通町内会	藤井 一彦
10	南大津三丁目自治会	久世 昭利
11	南大津四丁目町内会	川井 真治
12	鉄砲町親和会	水谷 桂
13	末広町町内会	大鹿 壽一
14	南鍛冶屋町自治会	加地 寛
15	八百屋町発展会	高橋 正敏
16	広小路商店街町内会	宇佐美 泰弘
17	白川地区町内会	林 統一郎

【 特別会員構成 】

No	名称	新特別会員（代表者）
1	プリンセス大通り商店街協同組合	加藤 貞夫
2	住吉通商店街振興組合	上田 浩嗣
3	南伊勢町通商店街振興組合	米田 行孝
4	栄町商店街振興組合	柴田 和彦
5	南大津通商店街振興組合	藤井 一彦
6	サン大津商店街組合	古橋 孝太
7	広小路商店街振興組合	宇佐美 泰弘
8	名古屋競輪組合	渡辺 正司
9	株式会社サテライト名古屋	増田 高志

【 参与構成 】

No	名称	新参与（代表者）
1	中区役所	村松 直樹
2	愛知一区選出衆議院議員	熊田 裕通
3	中区選出県議会議員	ますだ 裕二
4	中区選出市議会議員	中田 ちづこ
5	中区選出市議会議員	豊田 薫
6	中区選出市議会議員	塚本 つよし

※本表記載内容について敬称略、順不同としております。

□役員名簿

【 役員構成 】

役員	町内会	現 役員	新 役員
会長	住吉町一丁目町内会	多湖 秀明	
副会長	南伊勢町通町内会	山岸 正明	
副会長	南呉服町発展会	白瀧 正人	
会計	南大津通町内会	藤井 一彦	
会計	矢場町二丁目町内会	菱田 雅之	
会計監査	南大津三丁目自治会	久世 昭利	
会計監査	白川地区町内会	林 統一郎	

※本表記載内容について敬称略、順不同としております。

□委員会名簿

【 環境整備委員会委員構成 】

役職	町内会	現 委員	新 委員
委員長	広小路商店街町内会	宇佐美 泰弘	
副委員長	矢場町一丁目町内会	野村 忠司	
委員	鉄砲町親和会	水谷 桂	
委員	住吉町参和会	水野 登之樹	
委員	末広町町内会	大鹿 壽一	

【 事業委員会委員構成 】

役職	町内会	現 委員	新 委員
委員長	住吉町二丁目町内会	上田 浩嗣	
副委員長	栄町町内会	柴田 和彦	
委員	南大津四丁目町内会	岩田 栄一	川井 真治
委員	八百屋町発展会	高橋 正敏	
委員	南鍛冶屋町自治会	加地 寛	